

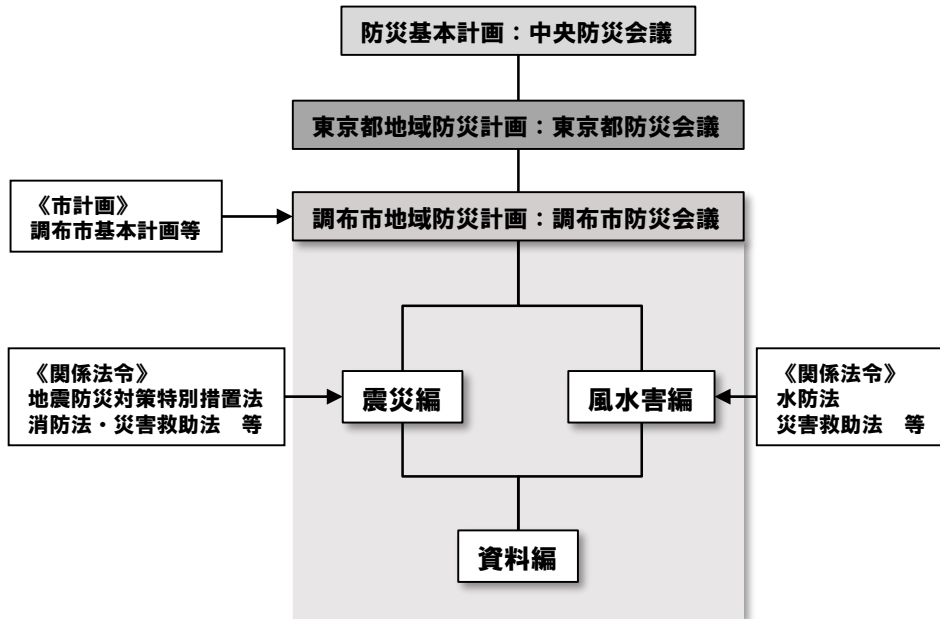
調布市地域防災計画〔令和3年修正〕（修正まとめ）

1. 修正の背景

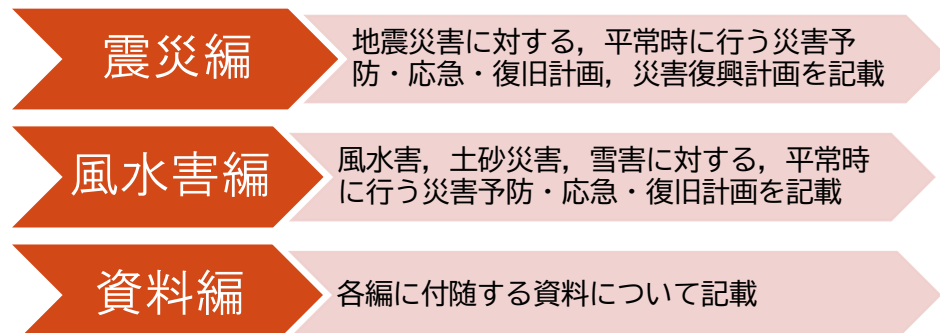
- 国は、令和元年台風15・19号や新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策に伴い、令和2年5月に「防災基本計画」を修正した。また、全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、平成29年6月に水防法等を改正したことに加えて、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、住民主体の防災対策に転換する方向性を示すとともに、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定した。
- 市内においても令和元年台風第19号では、多摩川流域を対象に市制施行後初めて避難勧告を発令するなど、これまでの対応における課題を整理し、今後の対策の検討が急務となった。
- 「東京都地域防災計画（震災編）」が令和元年7月に修正され、震災対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取組みが反映された。
- また、令和元年9月に土砂災害警戒区域が市内で指定され、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化が必要となった。

2. 計画の位置づけ・構成

計画の位置づけ



計画の構成



3. 修正のポイント(重点項目)

- ①水路・樋管の管理及び連携体制の強化**
 染地地域の浸水被害を踏まえた市管理水路の水位等の監視体制，狛江市との連携体制を強化する。
- ②避難所体制・運営の見直し**
 避難所開設箇所や時期，公共交通機関の計画運休における職員参集，避難者ニーズ，感染症対策などを踏まえ，避難所体制・運営を強化する。
- ③情報共有・情報発信の見直し**
 災害時に必要となる情報が適切に共有されるよう災害対策本部と避難所および関係機関との情報共有，連絡体制等の強化を図る。
- ④水防法・土砂災害防止法への対応**
 令和元年に指定された東京都管理河川の浸水予想区域内及び土砂災害警戒区域内の避難確保計画を作成すべき施設を新たに指定する。
- ⑤上位計画に基づく対応**
 防災基本計画（令和2年5月），東京都地域防災計画（震災編）（令和元年修正）等を踏まえ，近年の災害対応に基づく対応を強化する。

4. 修正項目

- 水位等の監視体制を強化
○狛江市との連携体制を強化
- 避難所体制の見直し
○避難所運営の見直し
○車中泊者対策の取組
○感染症対策を踏まえた避難所運営
- 関係機関との情報共有手段の見直し
○市民への情報提供方法の整理
- 浸水想定区域，土砂災害警戒区域の更新
○避難確保計画の作成等の義務化への対応
- 女性視点の防災対策の推進
○障害者や外国人などを含めた要配慮者体制の整備や対策
○受援体制の確保
○防災情報に警戒レベルの導入